

青切符制度導入に係る自転車安全安心利用促進講座・相談会の開催について

自転車の交通事故の抑止を図るため、改正道路交通法の施行により、令和8年4月1日から自転車に対して交通反則通告制度※が導入され、自転車の交通違反に対する取締りが強化されました。

本市では、この青切符制度導入について、「広報くさつ（令和8年3月号）」の特集記事による周知に加え、草津市自転車安全安心利用指導員（元警察職員）による出前講座等を通じた啓発を実施しています。

当該制度を含めた自転車の交通ルールについて、さらなる周知啓発と理解の促進を図るとともに、市民一人ひとりの自転車の交通ルールに対する疑問を解消することを目的として、草津警察署と連携した市民向け講座および相談会を開催します。

※交通反則通告制度とは

交通反則通告制度とは、一定の交通違反について、反則金を納付することで刑事手続によらず簡易に処理する制度です。青切符導入後も、指導取締りの基本的な考え方は変わりません。

○講座および相談会概要

実施日時：令和8年5月21日（木）14時予定

実施場所：草津市役所2階特大会議室

開催時間：1時間30分程度（講座30分、個別相談60分）

参加申込：不要

（講座は先着約150名。個別相談は講座終了後に自由参加、来場状況により待機の可能性あり。）

開催内容：

- ① 講座（約30分 講師：草津警察署職員）
 - ・自転車の交通ルールおよび青切符制度の概要説明
- ② 個別相談会（約60分）（草津警察署職員および草津市自転車安全安心利用指導員）
 - ・市民からの個別相談への対応

対象者：草津市民

タイムスケジュール（案）

14時00分 講座

14時30分 個別相談会

15時30分 終了予定

○スケジュール

令和8年	4月24日	部長会議（重要報告）
	4月下旬	議会ポスティング
	5月1日	広報くさつ5月号掲載、市ホームページ公開
	21日	講座&相談会実施

○協力

草津警察署交通第一課

